

横浜市政記者、

横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料
平成19年10月15日
行政運営調整局税務課長
鈴木 栄 電話 671-2189

モーターボートなどの運搬用トレーラーに係る軽自動車税の税額修正について

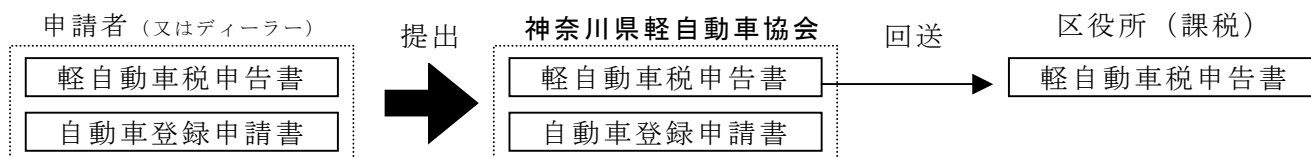
他都市において、モーターボートなどの運搬用トレーラーの軽自動車税の税額について、2輪の軽自動車（2,400円）に該当するにも関わらず、4輪の軽自動車（4,000円）で課税されていたものがあったとの報道がありました。

本市においても、課税資料の点検及び所有者への照会による調査を行いました。その結果、588件のうち195件について2輪であるところを4輪として課税していたことが判明しました。今後、直ちに税額を修正してまいります。

参考 課税の仕組み

運搬用トレーラーは、道路運送車両法上の「軽自動車」に該当し自動車登録申請が必要です。

所有者は、登録申請書と同時に、軽自動車税申告書を自動車登録事務を行っている「神奈川県軽自動車協会」（横浜支所：都筑区池辺町）に提出します。その後、軽自動車税申告書は各区役所に回送され課税処理されます。



1 減額修正の原因について

神奈川県軽自動車協会に申告書を提出するに当たり、

- (1) 申請者（ディーラー等代行者を含む）が申告書に「4輪」と記載していたもの
申告書に、2輪車であるにもかかわらず、4輪車と記載されていたため4輪車として課税されたもの

※ 一部の申請者又はディーラーには、運搬用トレーラーは、車輪数によって税率が異なることが十分に理解されておらず、また、4輪軽自動車と同様、車検が必要なこと、ナンバープレート形式が同じであることなどから、申告書に「4輪」として記載されてしまったものと考えられます。

- (2) 申請窓口での車輪数の確認不足によるもの

申告書に車輪数の記載がないものの車輪数の確認が不十分であったもの

2 今後の対応

直ちに195件について減額修正するとともに還付します。

3 再発防止に向けての取組み

横浜ナンバー管内の6市町と調整し、共同で、次の点を申請窓口である神奈川県軽自動車協会に依頼し、再発防止に取り組みます。

- (1) 車輪数によって税額が異なることについてチラシを申請窓口等に掲示し申請者又はディーラーに周知を徹底します。
- (2) 申請書を受け付ける際、申告書に実際の車輪数を記入することについて申請者又はディーラーに案内します。

<参考>

区別状況

区名	運搬用トレーラーの件数	修正件数	修正税額(円)
鶴見区	51	20	134,400
神奈川区	37	11	68,800
西区	6	0	0
中区	15	10	64,000
南区	15	0	0
港南区	25	8	33,600
保土ヶ谷区	26	9	59,200
旭区	45	8	40,000
磯子区	19	8	48,000
金沢区	26	15	94,400
港北区	64	46	275,200
緑区	30	14	76,800
青葉区	47	7	41,600
都筑区	52	8	48,000
戸塚区	42	19	112,000
栄区	28	2	14,400
泉区	37	10	54,400
瀬谷区	23	0	0
合計	588	195	1,164,800

(注) 修正件数は該当の台数で、修正税額は15年度以降分の合計額です。

◎ 軽自動車税とは

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車、軽自動車等の所有者にかかる税で、納期は5月1日から同月末日までとなっています。

税率は種類別に1台当りの年額で決められています。

◎ 運搬用トレーラーに関する軽自動車税の税率

軽自動車

ア 2輪のもの(側車付きのものを含む。) 年額 2,400円

イ 3輪のもの 年額 3,100円

ウ 4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

2輪のボートトレーラー(モーターボート積載後)

